

令和2年1月

代理店 各位

関東交通共済協同組合

令和2年4月1日以降始期契約の自賠責掛金および代理店手数料の改定について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。弊組合業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年1月22日に自賠責保険審議会が開催され、令和2年4月1日以降始期契約の自賠責掛金（代理店手数料を含む）の改定が了承されましたので、下記のとおりご案内いたします。

敬 具

記

1. 改定の概要について

(1) 基準料率改定について

■令和2年4月1日以降始期契約より、自賠責掛金が全車種平均で16.4%引下げとなります。

（ただし、改定率は共済期間・車種等により異なり、一部引上げとなる場合があります。）

■令和元年度料率検証の結果、昨年度および一昨年度の検証結果に続いて実績損害率が予定損害率を下回っており、かつ、その黒字幅（実績損害率と予定損害率との乖離幅）が拡大していることが確認されました。今後も同様の収支状況が継続することが見込まれること等を踏まえ、令和2年4月から掛金を改定することになったものです。

【掛金例（本土）】

■営業用普通貨物（2t超：12か月）契約の場合

現行掛金 39,540 円⇒改定掛金 30,530 円（9,010 円の引下げとなります）

■営業用普通貨物（2t以下：12か月）契約の場合

現行掛金 27,900 円⇒改定掛金 21,970 円（5,930 円の引下げとなります）